

万暦年間の言路問題に関する一考察

——万暦十六（一五八八）年順天郷試事件を中心に——

陳 永 福

はじめに

本稿は、万暦十六（一五八八）年の順天郷試事件を中心に、万暦年間（一五七二～一六二〇）における言路問題の実態を考察し、それを踏まえて、内閣側の言路問題認識と対策を検討するものである。

言路政策をめぐる論争は、明末政治史において重要な位置を占めている。この点是小野和子氏の東林党に関する一連の優れた研究によって、既に明らかにされた。氏は東林党人による「言路の開通」の要請が、党争の全体を貫通する中心的な争点であったとしている。即ち、東林派士大夫は、政府の弾圧によって政治腐敗が引き起こされると考え、「言路を開く」こと、つまり官僚による皇帝への建言の機会拡大と、政治批判の自由を強く主張した。一方内閣をはじめとする権力側は、その専権營私を隠すため、東林派士大夫を弾圧しようとしたのである。こうした構図の中で、万暦年間の言路政策は、内閣をはじめとする権力側による言論弾圧として捉えられてきた。⁽¹⁾

小野和子氏が指摘するように、当時の皇帝と内閣の言論弾圧に対する東林派士大夫の批判は少なくなかった。も

し東林派士大夫の批判を事実とするならば、当時の言論活動はかなり抑圧されていたことになる。しかし一方で、多くの研究者が指摘するように、万暦年間には士大夫の言論活動は盛んに行われていた。⁽²⁾つまり、万暦年間の言論状況に関して、二つの正反対の見解が提出されているのである。では、当時の実態は如何なるものだったのだろうか。

この問題を考えていくためには、言論弾圧を強調する東林派側の主張のみに依拠するのではなく、また当時の人々が残した記述をそのまま受け取るのでもなく、具体的な事件に即して、史料の内容と、その史料が記された背景を結びつけて考察し、分析していかなければならない。そこで本稿では、起居注、実録、関係者の文集・筆記などの史料から詳細に事件を再構成できる万暦十六年の順天郷試事件に注目する。

万暦十六年の順天郷試では、郷試に合格した首輔申時行の婿の李鴻と、次輔王錫爵の息子の王衡が不正行為をしたのではないかと疑われた。その中でも王衡は郷試の首席合格者（解元）であつたので、王錫爵・王衡親子は特に批判の対象とされた。この事件において、趙南星をはじめとする東林派は内閣を攻撃した言官や下級官僚を支持し、東林派士大夫の中には自ら内閣批判を行う者もいた。それ故この事件は、従来の研究において、東林派を含む言官や下級官僚による内閣の専権と不正行為に対する批判の一環として見なされてきた。⁽³⁾しかしこの事件は実際に、内閣の専権と不正行為の存在を示すもののだろうか。本稿ではまずこの点を、具体的に明らかにする。

そして、この事件の実際状況と背景を明らかにした上で、内閣側の言路問題対策の性格もまた、改めて検討する必要がある。本稿では、この事件に巻き込まれた王錫爵親子をはじめとする内閣側の言路に対する問題認識と主張を取り上げる。これによって、内閣による言論弾圧という従来の理解とは別の視点から、内閣側の対策とその意図を明らかにできると考えられる。

以下、その一では事件の顛末、その二では事件から看取できる言路の問題点、その三では内閣側の言路に対する問題認識と主張について述べていきたい。

一 事件の顛末

王錫爵（一五三四～一六一〇）は、字は元馭、号は荊石、万暦十二（一五八四）年末から十九（一五九一）年六月まで、長期に亘って内閣に在職し、万暦二十一年正月から二十二年五月まで首輔を担当していた。王衡（一五六一～一六〇九）は、字は辰玉、号は緱山、王錫爵の一人息子である。彼は万暦十六（一五八八）年秋に行なわれた順天郷試に参加し、首位で合格した。

ところが、万暦十七年の正月に礼部主客司郎中高桂が、李鴻・屠大壮・茅一桂を含む七名の郷試合格者の解答の中に文章の意味が通じていないもの（屠大壮のことを指す）があり、さらに一部の試験答案が紛失していると指摘し、「不正があるかどうかを事実に基づいて上奏し、処分を待つ」ように要請した。そしてこの上奏文の最後に、高桂は以下のように王衡の成績に対して疑いを述べている。

前首輔張居正の息子らが前後して進士となつて以来、大臣の息子の中には（科挙に合格しても）天下に信服される者はいません。今輔臣王錫爵の息子は、多才であると称しており、（それが本当なら）どうして上位で合格で

きないことがありますか。しかし、その合格を疑う人と信じる人が相半ばしています。首席合格の王衡を茅一桂らと一緒に再試験させて、大臣の行動に問題がないことを明らかにするよう願います。⁽⁴⁾

高桂が上奏したのは、礼部儀制司郎中于孔兼に指示されたと言われている。⁽⁵⁾高桂の上奏からすると、この時の順天郷試に問題があったのは確かであろう。しかし、明確な問題の存在しなかった申時行の女婿の李鴻と王錫爵の息子の王衡まで疑惑の対象にしており、二人の輔臣を巻き込もうとする意図は明らかである。当時においては、再試験が言われること自体、かなり屈辱的なことであった。⁽⁶⁾高桂の要請に対して、万曆帝は再試験など必要がないという旨を下した。⁽⁷⁾ところが、申時行と王錫爵はこのように疑われるのは大きな恥であると激怒し、辞任の願いを出したと同時に、再試験を強く要求した。大臣らが弾劾を受けたとき、一時的に辞任して皇帝の判断を待つのは、当時の慣例である。⁽⁸⁾これに対して、万曆帝は申・王二人に復職するよう命じると同時に、疑われた者に対して再試験をさせた。⁽⁹⁾

そして、礼部左侍郎于慎行・都察院左都御史呉時来・副都御史詹仰庇・吏科都给事中陳与郊など数多くの高官らが、高桂や錦衣衛と共に、この八人の疑われた者に対して再試験を行った。結果として、王衡は再び第一位の成績で合格し、李鴻らの六人も合格した。ただし、屠大壮の再試験結果をめぐって激しい対立もあった。高桂は自分の弾劾が正しかったと証明するためか、屠大壮を不合格にしようとし、礼部左侍郎于慎行もそれを支持した。一方で、都察院左都御史呉時来は全員合格と主張している。⁽¹⁰⁾結局、万曆帝は「文章の筋が通じており、全員に会試を許す」という旨を下した。また、試験答案を紛失したために処罰されるべきと言われた弥封官も処罰されず、高桂には

「軽率に上奏した」ことを理由に、二ヶ月の奪俸という軽罰が下されている。⁽¹¹⁾

こうして事件は静まるかのように見えたが、数日後、刑部雲南司主事饒伸が、以下のように郷試の試験責任者の黄洪憲、再試験官の一人の左都御史呉時来、輔臣王錫爵を糾弾し、事態はさらに拡大した。

科挙とは、国家が天下を励ます重要な手段でございます。君主が諸臣を眞履してはいけませんし、父がその息子の利益を図ってもいけません。張居正の二人の息子が連続して合格して以来、輔臣たちは遂にそれに倣うようになりました。しかし黄洪憲のように大胆に不正を働いたものはいませんでした。(黄洪憲は王衡を)合格させるだけでは足りないと考えて首席合格とし、勢力者(申時行)の息子が試験に参加しませんでしたので、その婿(李鴻)を合格させました。多額の賄賂を贈ってきた者に息子がいなければ、その孫を合格させます。再試験の日、なお文章ができないものが多かったにもかかわらず、左都御史呉時来は可否を分かつずに合格と言って、曖昧な上奏を行いました。大学士王錫爵の(高桂に対する)弁解は、剣や戈のように苛烈なものでありました。王錫爵が輔臣になって以来三年、忠臣賢士はみな遠くに左遷され、媚びへつらう者や口先の上手い者が高官要職に成り上がっています。その権勢はまさに張居正の跡を継ごうとするかのようにございます……速やかに罷免することを願います。⁽¹²⁾

饒伸が以上のような上奏を行ったのは、高桂が私的に作り、官僚らに内密に配布した王錫爵批判の文書を信じたからであったと言われている。⁽¹³⁾饒伸は科挙の「公正さ」を援護する立場から、王錫爵の不正行為を糾弾しようとしたと考えられるが、しかし、はつきりとした証拠はなく、そのうえ彼の批判は明らかに事実誤認であった。例えば

彼は試験責任者である黄洪憲に対して、王衡を首席合格とし、申時行の婿である李鴻を合格させたこと批判した。しかし黄洪憲の弁明によってわかるように、王衡の試験解答を合格としたのは行人の鄒徳泳であり、李鴻の試験解答を合格としたのは行人の沈璟である⁽¹⁴⁾。明らかに饒伸は糾弾すべき相手を取り違えていた。また饒伸は王錫爵に対しては、郷試とは関係のない攻撃まで行っている。

饒伸のように、不正行為の有無について不明であっても、大げさに批判してみせるのは、当時の大部分の批判者に共通する特徴である。この事件において、王錫爵は「国家が張居正の轍を踏むまいとして、自分にそうした確かな証拠があるなら、重く処罰されてもかまわない」と主張したが⁽¹⁵⁾、しかし饒伸をはじめとする糾弾は後を絶たず、真相を究明しようとする者もいなかった。その原因は、後述するように、多くの攻撃者が真相究明よりも、王錫爵らに罪を着せようとしていたことにある。

こうして、再試験の許可を得た後内閣に戻ったばかりの王錫爵は、再度慣例に従って辞任を願ひ出た。翌日、申時行も辞任を願ひ出た。この時、残りの内閣大臣である許国は会試の監督のため試験場に行っており、王家屏は丁憂のために帰郷していた。王錫爵と申時行が辞任すると、内閣には閣臣がいなくなるという緊急事態となる。この状況に万曆帝は激怒し、「出位妄言」職務を外れ妄言した⁽¹⁶⁾として、鎮撫司（錦衣衛の一組織）に饒伸の取り調べを命じた⁽¹⁶⁾。

その後、多くの言官が高桂と饒伸を弾劾し、彼らの背後にいた黒幕を追求しようとした。弾劾された側も反論し、事態はますます混乱していく。この局面に対して、万曆帝は「出位活名」職務から外れた売名行為⁽¹⁷⁾をしないように官僚らに命じて、饒伸を民の身分に落とし、高桂を降三級の上、辺地の雑職に左遷した⁽¹⁷⁾。ようやく、混乱は一時的に収まることになった。

しかし、東林党の主要メンバーである薛敷教や清流派と見なされた湯顯祖らを含む数多くの官員は、後にも依然として饒伸の冤罪を主張し、内閣と試験に関連する人物を批判し続けた⁽¹⁸⁾。こうして、今回の郷試の試験責任者である黄洪憲、李鴻の試験解答を合格とした行人の沈璟、再試験の責任者の一人である陳與郊らは、万曆十七・十八年に前後して辞職まで追い詰められた⁽¹⁹⁾。特に再試験官の一人の左都御史呉時来は、『明史』において言路の内閣批判を阻止しようとした内閣加担者として記載されている⁽²⁰⁾。ところが、この呉時来はかつて嘉靖三十七（一五五八）年に嚴嵩を弾劾して、朝野を震撼させ、自身も牢獄に入れられたことで、「直臣」の高名を得た人物である⁽²¹⁾。また、時人の沈徳符の記述によると、呉時来はこの事件において連続して数十回の攻撃を受け、ほどなくして在官中に亡くなった。さらに死後に贈られた諡号さえ、かつて屠大壮の再試験結果をめぐる対立した礼部官員の于慎行と于孔兼によって廃止されたという。沈徳符は、この事件において呉時来が十三道言官を管轄する「風紀の長」でありながら、建言者に完膚なきまでに攻撃されていることを、劇的な出来事として捉えている⁽²²⁾。

それでは、今回の郷試において、内閣は本当に不正行為に関与していたのだろうか。また、なぜこれほど激しく攻撃されたのだろうか。以下、王錫爵親子を中心に検討していきたい。

二 事件から見た言路の問題点

その後、王衡は王錫爵が内閣に在る間は会試に参加しなかった。万曆二十二年（一五九四）年に王錫爵が辞任した後、後に会試を受け、その後万曆二十九（一六〇〇）年に榜眼（殿試の第二位）として進士に合格している。もともと王衡はその才能を高く評価されており、沈徳符は「いまだに覚えていたが、戊子年（万曆十六年）の春、太倉の王辰玉（衡）と松江の董元宰（其昌）が北京に入ると、彼らの名声は一時街を騒がせ、士人はみな前茅（成績優秀者）を彼らに譲り、異議を唱える者がいなかった」と記している⁽²³⁾。郷試の首席合格についても、それに相応しい人物と目されていたのである。再試験の責任者の一人である于慎行は、「太倉公子（王衡）は平素から家学があり、黄洪憲が試験の責任者ではなかったとしても、解元になるのは当然である」と述べている⁽²⁴⁾。さらに、この事件で内閣と対立している趙南星は、「近頃、高位で合格した者の中で、ただ王縵山（衡）のことだけはよく知っている。彼の筆舌で不可能な事はなく、言葉が発すれば物事はその通りになる。思うに彼の文章であれば、いつ高位で合格してもおかしくない」と王衡の成績を評価している⁽²⁵⁾。

また、王衡と共に今回の郷試に参加した董其昌も第三位の成績で合格している。王衡と董其昌が合格した直後、王錫爵の親友王世貞は王錫爵に祝福する手紙を送り、「弟は以前董其昌の合格順位は、必ず辰玉（王衡）の下であろうと勝手なことを言ったが、（的中したのだから）兄の負けであろう」と、王衡と董其昌の合格順位は自分の予想した通りであると述べている⁽²⁶⁾。もし王錫爵と試験官との間に癒着があり、王衡の首位合格が不自然の感を起こさせ

るものであれば、王世貞がこのような手紙を書くことはあり得なかったであろう。以上より、王衡の首席合格は、当時の文人官僚たちの間では、彼自身の能力に基づく当然の結果と看做されていたことがわかる。

では、何故王錫爵らは激しく攻撃されたのだろうか。その理由について王錫爵は、黄洪憲のために記した神道碑において、「ちょうど戊子の年（万曆十六年）に（黄洪憲は）順天郷試の責任者となった……陰謀を企む者がいて、王錫爵は氣位が高い狷介な人物であるから、攻撃すれば辞任させることができよう、と言った。そのために、上奏文の最後で王衡にも疑いをかけたのである」と記している⁽²⁷⁾。即ち、王衡がこの事件で糾弾された原因は、誰かが王錫爵を辞任に追い込もうとしたことであつたと、王錫爵は考えていたのである。

事実の不明な事件を利用して輿論を扇動し、相手に辞職を迫るのは、当時の常套手段である。この点について、かつて孟森は「ただ大げさに世間に流布し、相手を憤慨させ辞職させ、事の是非について述べることはない」と指摘した⁽²⁸⁾。王世貞はこの事をよく理解しており、何度も王錫爵に対して、怒って反論しないよう注意している⁽²⁹⁾。また、王錫爵と王世貞の手紙では、饒伸らの背後に王錫爵を攻撃した首謀者がいるということに言及していたが、手紙でその名前に言及することはなかったけれども、沈徳符『万曆野獲編』には比較的詳細な記述が残っている。即ち、ある長洲出身の吏部侍郎が競争相手の黄洪憲を排斥しようとし、同時に張元冲という者が、かつて自身の昇進の件で王錫爵と申時行に対して怨みを懐いていた。そこでこの事件を引き起こしたのだという⁽³¹⁾。

その後、内閣や関連官員への攻撃に参加した官僚は数多く、その目的も多様であつた。沈徳符は、「順天郷試の首席合格者の中には、先頃より弾劾される者がいる。それは、国都に人が大勢いて、嫉妬が生まれやすいからであ

る。要するに、王衡のように博学で、また趙維寰のように経学に通達していて、首位合格者として相応しいものでも、糾弾されてしまう。世のみながそれを冤罪であると思っている」と指摘している。⁽³²⁾

また沈徳符は、「張居正の二人の息子が進士に合格して以来、内閣大臣の息子たちが、しばしば建言者に議論されることとなっている。婁江公子（王衡）のように文才があつても、糾弾されてしまった。彼らは凡そ権力者を批判したという評判が甚だ美名であると考えており、科挙合格に相応しいかどうかは問わない」と述べる。⁽³³⁾つまり、権力者を批判した建言者という美名を得ようとする者が大勢おり、大臣の子弟というだけで、糾弾されやすかつたのである。では何故、建言の名を得ようとする者が大勢いたのだろうか。万曆十六年の順天郷試事件において論争が行われている間に、提学御史楊四知は以下のように指摘した。

世宗嘉靖帝の威嚴は雷のようであつたが、主事の海瑞は奮い立つてそれを批判しました。嚴嵩の毒は虎狼よりも甚だしいものであつたが、主事の楊繼盛は罪を列挙しました。……先帝（隆慶帝）は楊繼盛の忠魂を褒め称え、海瑞も陛下から異例の拔擢を受けました。みな諫言を賞賛し、それによつて忠義に励むよう勧めるためであります。かつて張居正が皇帝の権力を冒しましたが……趙世卿・王用汲・艾穆らが糾弾しました。陛下はその忠義を鑑み、わずか一年で九卿にまで昇進した者もいます。諫言を称賛する典則とは、こうすべきものでございます。ただし、諸臣はここまで考えていません。群臣は陛下が建言を提唱していると思ひ、人々は建言によつて顕官になりたいと願うようになりました。建言者の中には本当に国のことを考える者もおりますが、しかし十人の中の六、七人は、言辞を飾り立て人を騙そうとする悪賢い者です。頭の良し者の中には、考察され

ることを知つて上奏する者がおり、地方官となることがわかつていて上奏する者がおり、甚だしい場合は、私的な恨みをはらすために上奏する者もおり、邪と正は混淆しています。そして一旦建言のために譴責を受けたなら、すぐ公卿の座に就けると思ひ、談笑して都門を出ます。⁽³⁴⁾

つまり建言すれば、一時的に処罰されても、今後はその名声によつて公卿の座に就けると思うものが多くいたのである。それ故に、あらゆる機会に乗じて上奏する者が後を絶たなかつたのである。科場に関係する疑惑は格好の攻撃材料である。万曆十一（一五八三）年に張居正の息子らが弾劾されて以来、科場は事件が起こりやすい危険な場と見なされていた。万曆十一年の科場案で攻撃を受けた申時行は、その後息子の受験を許可しなかつた。彼は高桂からの疑いを受けた後、以下のように弁解する。

李鴻はもとは臣の婿でしたが、今は臣の女が亡くなり、李鴻はすでにほかの人と結婚しています。人はそれを知らずに私を疑いました……臣の息子は挙人（申時行の次男の申用嘉、万曆十年の挙人）ですが、会試には二度参加させませんでした。嫌疑をかけられるのを避けたのです。岳父が内閣の位にあれば、女婿の科挙受験を許さないというが、科挙試験開始以来、このような禁例はありませんでした。自分の官位を守ろうとして、他人の科挙による進路を絶つのは、これは人情にかなわないことであり、臣はそうしたくはありません。⁽³⁵⁾

申時行は再度の攻撃を避けるため、自身の息子に会試への不参加を命じていた。しかしすでに他人の女婿となつた李鴻に対してまで、科挙受験への不参加を求めることはできず、結局再度の攻撃を受けることになつたのである。実は、万曆十三（一五八五）年に王衡が始めて郷試に参加する時、王錫爵は友人から子弟を科挙試験に参加させ

ないよう言われたが、王錫爵は恥じる所さえなければ、わざと科挙を避けることもないと反論した。⁽³⁶⁾この時王衡は不合格となったが、万曆十六年に首席合格となり、遂に攻撃対象になったのである。また沈徳符の記述によれば、王錫爵の後に輔臣となった沈一貫は、周囲からの攻撃を恐れて、息子の科挙を断念させるために北京で尚璽丞の官職を授けた。これによって、親子関係が相当に悪化したといふ。⁽³⁷⁾

沈徳符などの記述からみると、当時の言論状況の中で、輔臣と首席合格者はいずれも批判の矛先であった。大臣の息子たる王衡が首席合格者になって攻撃されるのは、当然のことだったといえよう。

以上のように、王錫爵親子が攻撃されたのは、不正行為というよりも、当時の言論のあり方に原因があったといえよう。事件の当事者たる王錫爵親子は、言路に存在している問題について、無関心であるわけにはいかなかった。続いて、彼らの言路問題に関する見方や対応について述べていきたい。

三 王錫爵親子の主張―兼論万曆年間の「出位の禁」

万曆十六年の順天郷試事件に現れた言路の問題として、まず当時の人々に指摘されていたのはその建言の動機であった。王錫爵親子は、楊四知の指摘と同じように、私怨のため、あるいは出世のために売名を目的として建言することを、大きな問題点とみていた。

万曆十六年に首席合格者となって攻撃を招いた王衡は、のちに言路問題について、「清言路」と「通言路」を記した。「清言路」において王衡は、売名を目的とする建言者の問題について、「漫然と上言し、不幸にも禍を得たな

ら、それを以て自身の名声を広め、もし幸運にも名声を得たなら、それを以て富貴の券とする者もいる」と論じている。⁽³⁸⁾王衡は、「漫然と上言する」者と「外見は慷慨を装うが、内心は陰険である」者を、共に「詭気節⁽³⁹⁾」を「通言路」として偽る者」としている。「清言路」はまさに不純な動機の問題を解決しようとする策であった。王衡は、言路の「通」を望めば、こうした者たちを徹底的に取り除かなければならないと考え、「天下に、どうして清らかでないのに通じている言路があるだろうか、言路を清らかにする方法は、ただ用人のみである」と述べる。⁽⁴⁰⁾

王衡は、当時の言路におけるもう一つの問題として、建言者が意気盛んであり、その発言が空虚なものであると指摘している。「通言路」はこの問題への対策となっており、王衡は以下のように論じている。

今天下の気は言官に奪われている。言官たちは外には寛容な態度を示すが、しかし一切の自身に対する批判を嫌う心を持っている。その官吏としての職務内容を論じ、具体的な政策の良し悪しを列挙する者は、穏やかで目立たず、直ちに顧みられることはない。一方で、ただ批判する内容を叫び立てさせれば、朝廷を挙げて反応している。不逞の者はその名を使って問題を大きくし、実を述べる者は重視されず、根拠のない事を述べる者は重視される。そうしてついに天下を挙げて空虚不実な状態となってしまう。これは終日発言しているようであらう。未だ何も発言していないようなものである。これが、私の述べた「塞」である。⁽⁴¹⁾

即ち王衡からすれば、当時の建言者は意気盛んで、「天下の気は言官に奪われようとしている」ほどである。またその発言は「浮⁽⁴²⁾空虚なもの」であり、ただ「叫び立て批判する」ばかりであって、結果として言路は「名目を通して実情は塞がれている」状況にある。このような状況に対して、王衡は以下のように主張する。

古の「臆誦」・「虞箴」(の教え)は、ただ広く発言を集めればよいのではなく、言官の勢力を密かに削ぐ必要もあるとしている。水の流れるように、それを導くことで灌漑に利用し、その力を(洪水のような)衝撃として用いない……言官の建言範囲が狭ければ、言官の職も専門になる。その官職が専門となれば、その責任も重くなる……重い責任を課せば、その建言は必ず有用なものになる。⁽⁴³⁾

王衡は、建言者の勢力が強すぎるため、その勢力を密かに削ぐ必要があると考えていた。これは言論そのものを抑圧するのではなく、その力の暴走を防ぐためである。また、言官を建言専門の官職として、重い責任を持たせる必要があるとする。そうすることで、「建言者も軽率なら、聴く者もまた軽率⁽⁴⁴⁾」という状況が避けられると考へたのである。

王衡のこの議論は、万暦年間の申時行内閣の頃(万暦十一年から十九年まで)に強化された「出位之禁」という言路政策を念頭においたものであると思われる。「出位之禁」という言路政策の内容は、『明通鑑』に以下のようにまとめられている。即ち、「諸曹の建言はただ司る所の職掌に限定し、その長が選んでから提出する(のであれば許すけれども)、(勝手に)単独に上奏を行ってはならない⁽⁴⁵⁾」のである。ここでは、科道言官と六部(及び通政司、大理寺)長官以外の一般官僚は、職掌以外の事について建言するのは禁止されている。また、職務内の事について建言する時、単独に上奏文を出すのではなく、必ず該部の長官によって審査し、部ごとにまとめて上奏しなければならないと定められたのである。

この政策は万暦十四年三月に立太子問題が起きた頃に、申時行内閣の要請によって発布されたものである。申時行内閣の意図については、小野和子氏は以下のように指摘している。「これは言論の範囲をその職掌内に限定し、且つしかるべき選択を経て上聞に達せしめようとするものであった。つまり言論を職務とする言官が政治批判を行うのは止むを得ないにしても、それを職務としない一般の官僚が政治批判を行うことを許さない。……これが国本論⁽⁴⁶⁾立太子問題をめぐっての言論を封殺しようとしたものであったことは誰の目にも明らかであろう。考成法は骨抜きにされたが、こんどはこのような形で言論を封ぜられようとしたのである。」⁽⁴⁶⁾小野氏はこの政策を申時行内閣の一般官僚の政治批判を封殺するためのものとして見なしている。

しかし、申時行がこの政策を要請した理由について、『万暦起居注』は以下のように記している。

大学士申時行らが題本を呈した。「部院は政治の出るところです。科道は言責の寄るところです。凡そ建言すべきこと、または職分において建言に相応しいことならば、無論それぞれに意見を陳述し、陛下の判断を仰ぐべきでございます。各部の司属は、堂官(尚書や侍郎)によって統轄されるべきでしょう。もしその職事に関して上奏すべきものがあれば、必ず本部の堂官に提出し、よく斟酌した上で、まとめて呈上すべきです。ところが連日、それぞれが上奏しており、その多くは中身の無い議論で、政体を知らないものでございます。陛下は政務で多忙を極めており、どうして一々閲覽できましようか。さらに議論が煩雑で、意見もばらばらで乱れています。ただ読む者を混乱させるだけであり、政治に益するところはありません」……当時、陛下は早魃のことを憂え、官僚たちに適宜建言するように命じた。ところが、部署の官員は争って皇貴妃と恭妃の冊封について上奏するばかりであった。例えば劉復初・李懋楡・劉志選などの上奏文などは、同日に呈上された。陛下

は激怒し、厳しく懲罰しようとしたが、しかし建言者は止まらなかつた。輔臣(申時行)がこれを憂い、それゆえに票擬を作り、後に続くものを禁じると同時に、密かに陛下を静めようとした。数日後、陛下の怒りがおさまり、諸疏もみな留中とされ下されなかつた。⁽⁴⁷⁾

万暦帝は外廷官員に、早魘対策などの実務的な内容について意見を求めていた。しかし外廷官員は、もっぱら立太子問題について上奏し、万暦帝を怒らせたのである。申時行は皇帝が怒りにまかせて外廷官員を処罰することを心配し、また外廷官員から出された上奏の内容が雑多であり、数的にも対応しきれないものであったので、各部の下級官員が単独で上奏するのではなく、部ごとにきちんと勘案した上で、まとめて上奏するように提言したのである。

すでに先行研究によって指摘されたように、万暦年間初期の言路は、張居正時代に一時的に収束した。しかしその後、張四維の時代に復活し、万暦帝が言官を利用して張居正に報復したために、さらに激しいものとなった。⁽⁴⁸⁾こうした変化について申時行は、「万暦帝が初めて言路を開き、左遷された官僚を起用したので、建言者はますます盛んに発言するようになり、心配することもなくなつた。期待されながらも激しく批判されるのは、いつも輔臣である」と述べている。⁽⁴⁹⁾以上の記述から判断すると、申時行内閣で「出位の禁」を提言した目的は、言路を弾圧しようとしたのではなく、言路問題の解決にあつたと考えられる。即ち王衡の上述した議論の如く、「出位の禁」のよくな対策を通じて、建言者の勢いが政治に混乱をもたらすことを防ぐと同時に、官僚の発言責任を強調することで、彼らの発言を秩序立て、対応可能で有益なものにしようとしたと考えられる。

ただし、東林派士大夫は、これを皇帝と内閣が、「官守」「言責」を口実にして言路を弾圧しようとする政策と見なし、猛烈に反対していた。⁽⁵⁰⁾万暦十七年の順天郷試事件の直後に、史孟麟は「ここ三、四年來、部寺(六部及び通政司、大理寺)が建議すれば、命じて出位として、重い処罰であれば杖刑、軽い処罰であれば左遷される」と、「出位の禁」を批判している。⁽⁵¹⁾しかし、史孟麟のこの批判は誇張したものであると思われる。「出位の禁」という政策は、申時行内閣において、必ずしも一貫して嚴格に実施されたわけではない。今回の順天郷試事件では、刑部官員である饒伸が「出位」の禁令に抵触している。しかし、彼の上奏そのものが問題となつたわけではなく、收拾不能な混乱を引き起こして初めて、「出位」という名目で処罰されたのである。

また、万暦十八年に雒于仁が万暦帝を誡める「財色酒氣」四箴を上奏した後の内閣の対応に関して、『神宗実録』は以下のように記している。

皇帝は雒于仁の題本を申時行に授けて、「……先生はこの題本を持って票擬を定めに行き、嚴罰に処するよう」と言った。申時行らは、「これはただ無知な小臣が、誤つて街の流言を信じて、軽率に上奏したものにすぎません」と答えた。皇帝は、「彼はまた出位沽名職務外のことでも売名しようとしているのだ」と言った。申時行らは、「彼は既に入奏したことで名声を得ようとしています。陛下がもし重く処罰すれば、まさに彼に名を成さしめるだけであり、かえつて陛下の聖徳を損なつてしまいます。ただ寛容にして相手にしなければ、聖徳の盛んなさまを見せることができます」と言った。⁽⁵²⁾

万暦帝が「出位」によって雒于仁を処罰しようとした時、申時行らはその適用を見送るよう働きかけている。申

時行内閣は一貫して「出位の禁」を強化し、言路の「圧制」を目指したわけではなかったのである。

無論、言路における問題が申時行内閣によって解決されたわけではない。万曆十八年、万曆帝は、「近頃は議論が紛紛としており、正を邪とし、邪を正としている。糾弾する上奏がまた読み終わってないのに弁解の上奏が提出され、朕はその対応に暇がない」と申時行に訴え、解決策を求めている⁽⁵³⁾。しかしその翌年に、申時行は立太子問題で辞任した。

その後、王家屏・趙志阜らの内閣を経て、王錫爵が内閣首輔を務めた万曆二十一（一五九三）年に至っても、言路問題は改善されなかったのである。さらにこの時に新たな問題が出現した。「親内閣派」と「親吏部派」との対立が顕在化し、朝廷の議論は明らかに党派的な傾向を見せるようになったのである。王錫爵は、「朝廷における議論は既に二つに分かれており、水と火のように相容れない争いのために、各々が一方に荷担して、互いに互いを邪としています。天下の士が対立のために智慧を尽くし、その名望を誹りあいによって損なってしまう恐れがあります。たとえ一方が勝利しても、朝廷は半分の人材を用いるにとどまってしまうます。もし互いに譲らず、ついに双方とも敗れるようなことになれば、人材が尽く損なわれるだけでなく、国体も大きく傷つくことになります」と述べている⁽⁵⁴⁾。

つまり、朝廷における対立が顕在化した結果、議論は明らかに党派的な傾向を見せるようになっていた。こうした中で、王錫爵はまず、「聴納宜公リ公正に聴き入れること」を万曆帝に求めた。一方の言い分だけを聞いて、信じることはないよう求めたのである。これは、顧憲成が万曆十五年に行った上奏と同じ内容になっている⁽⁵⁵⁾。

しかし万曆帝が対立する双方の主張を聞いて、事実の真偽を確かめようとしても難しく、最終的には双方を調停し、適度な処分を与えるようになっていった⁽⁵⁶⁾。さらに万曆帝は、議論が紛糾していく中で、建言そのものを軽視するようになっていく。これについて、王錫爵は、「今上言は止まず、しだいに軽々しいものになっています。このまま軽々しく上言が行われていけば、次第に厭われるようになって、陛下は外廷の上奏を商売人の争いのようなものと見なすようになります……今後仮に忠言や正しい議論があっても、それに耳を傾けないようになるでしょう。これは臣の心配するところです」と述べている⁽⁵⁷⁾。こうした状況に対して、王錫爵は以下のように主張する。

今では既に悪習となっており、積弊をただすのは難しいでしょう。言論を過激なままにしておいてはいけません。川を防ぐように厳しく封じてもいけません。彼らを発言させるように導き、その上で意見を一つに集約させたほうがよいでしょう。かつて陛下が「出位の禁」を厳しくしましたが、私は禁じる必要がないと考えます。古人が朝廷に議論が溢れるのを憂えたのは、思うにどちらに誤りがあるのかを判断できないためです。仮にその言論に拠るところがあり、また発言した事を一つにまとめられるなら、朝廷に言論が溢れても、何の害があるのでしょうか⁽⁵⁸⁾。

このように、王錫爵は、「出位の禁」は根本的な解決策ではなく、また言論を封じるというような批判も招きかねない、それ故に自由に発言させたほうがよい、とする。そして根本的な解決方法として、王錫爵は「勘核宜審」を挙げる。「勘核宜審」とは、即ち「人を論じるには必ず根拠に基づき、六部で人事を審査する者は必ず確実な事柄に依拠する。（建言者は）的確に年月を列挙して、明確に指摘し、はっきりと証明する。論じられる者の虚実が定

まれば、建言者の是非も自明になる」という。⁽⁵⁹⁾

即ち問題解決のために、王錫爵が求めたのは、「出位の禁」のような言路を制限する対策ではなく、むしろ発言の自由を容認し、そして根拠のある発言を行うことを重要視することであった。換言すれば、万曆帝がしばしば建言者に対して「出位妄言」と叱責していたのに対して、王錫爵は「出位」職務を外れたこと」に問題があるのではなく、「妄言」を解決することこそ、言路問題ないしは党派対立を解決する鍵である、と考えていたのである。

ところが、王錫爵の提案は結局実現し得なかった。万曆年間中後期における建言者の糾弾は、依然として根拠に基づかないものが多かった。かつて孟森は、「言官が政府を思う存分に批判しても禍を招くことは必ずないし、また外廷の世論を唆して政府に示威することもできる。政府もまた言官を制御する方法がない。そうすると勢力の最も強い者に付き従うようになる。そこで言官たちの党派が林立し、勝利した党派が政権を取る。これが、朋党が盛んになった理由である」と指摘している。⁽⁶⁰⁾ こうした状況は、恐らくは万曆年間前期における言路問題を解決しようとする一連の努力が失敗した結果であるといえよう。

最後に、根拠のある発言を行うべきという王錫爵の提案が実現し得なかった原因について、さらに考えてみたい。王錫爵の提案は、言官をはじめとする建言者の「風聞言事」風聞によって建言すること」を認めるかどうかという問題にも関連している。かつて王衡は、建言者が「街角の流言、車夫の噂に基づく」ことを、根拠のない発言が生じる主要な原因の一つであり、「風聞言事」とは唐代の武則天のような人物が、天下を抑圧した方法である、と批判している。⁽⁶¹⁾ 一方、東林派の士大夫たちは、風聞であっても、それに基づいて発言することは言官の本来の職掌で

あり、仮に確実な根拠のない事柄であっても上奏することが許される、と強調している。⁽⁶²⁾

確かに、風聞に依拠した発言を禁じれば、建言者の発言が制限されることになる。ただし、万曆十六年の順天郷試事件のように、建言者が根拠のないままに政敵を批判するなら、それによって混乱が引き起こされることも容易に想像できる。つまり、「風聞言事」の当否、即ち「確かな根拠に基づくべき」かどうかは、当時の政治のあり方にも関わる大きな問題となっていたのである。

この問題は、後に言路問題を解決しようとする崇禎帝を悩ませることになる。崇禎帝は、風聞に基づいて不実な弾劾を行った建言者を反坐の罪で処罰しようとしたが、「臣下の口を閉ざそうとする」と強く批判された。⁽⁶³⁾ 「人を論じる者は必ず根拠に基づくべき」という要求は、明末において何度も提起されたが、最後まで実現しえなかったのである。

結 び

以上、万曆十六（一五八八）年に起きた順天郷試事件を中心として、当時の言路問題と内閣の対策主張を考察してきた。

万曆年間の申時行内閣時期に強化されていた「出位の禁」などの言路政策に対して、東林派士大夫をはじめとする官員は、皇帝と内閣が「官守」・「言責」を口実にして言論を弾圧しようとした政策として強く批判していた。しかし、万曆十六年に王錫爵・王衡親子が巻き込まれた順天郷試事件では、当時の言路は、東林派士大夫が指摘して

いたように抑制されていたわけではなく、多くの建言者が政敵への報復や、名声を得ようとするために、事実関係の曖昧な、或いは事実無根の事件を利用して世論を扇動し、根拠のない批判の為に批判を繰り返す混乱状況にあった。

東林派士大夫の「言路を開く」という主張は、確かに専権営私及び言論の制限に反抗し、言論の自由を追求するという「近代」的な意味を持つと言えるのかもしれない。しかし、当時の政治状況からみれば、混乱をさらに深める、火に油を注ぐような結果になりかねない主張であつたと見えよう。東林派と一線を画していた人々は、必ずしも「言路の開通」といった主張内容に反対したわけではなく、むしろ、当時の建言者の無責任な政敵批判や機会主義的な上昇志向という行動様式に、社会秩序を乱す危険性を見ていたのである。「出位の禁」という政策は、言路の圧制というよりは、当時の人々の目にも行き過ぎと映るほどの、過熱・混乱した言路状況を打開するための政策であつたと考えられる。即ち、官僚の建言範囲を限定し、発言責任を強調することで、彼らの発言をいわば洪水のような衝撃とするのではなく、灌漑に用いられる有益なものにしようとしたのである。

さらに、王錫爵内閣時期には、「出位の禁」を言路問題の根本的な解決策とはせず、自由な発言を容認する姿勢をとっている。問題解決のために王錫爵が求めたのは、根拠のある発言を行うことであつた。彼は、論じられる者の虚実が定まれば、建言者の是非も自明になるであろうと主張した。こうすることで、根拠のない中傷を抑えようと考えたのであろう。

万暦年間における言路政策をめぐる論争は、従来の研究においては、東林派士大夫の主張に基づいて、「言路の弾圧」と「言路の開放」との対立、ないしは、「分権と専権との交錯」であると見なされてきた。ところが、本稿で考察してきたように、当時の実際の状況はそうした構図のみで捉えきれるものではなかつたのである。

明末政治史における言路問題や、言路政策を解明するには、本稿で議論してきた順天郷試事件をめぐる言路問題の実態を踏まえて、さらなる考察が必要となる。今後の課題としたい。

註

- (1) 小野和子『明季党社考——東林党と復社』同朋舎出版、一九九六年、一六七―二二三頁。初出は『東林党考』(二)——その形成過程をめぐって、『東方学報』(京都) 第五五冊、一九八三年。ならびに、曹永祿『明代政治史研究——科道官の言官的機能』渡昌弘訳、汲古書院、二〇〇三年、二四一―二五四頁、を参照されたい。
- (2) この問題に関しては、黄仁宇『万暦十五年』中華書局、一九八二年、一五―四三頁、倪軍民『試論明季言路膨脹與政治失控』、李洵・李澍田主編『明史論集』吉林文史出版社、一九九三年、趙園『明清之際士大夫研究』北京大学出版社、二〇〇〇年、三―一〇、一九三―二一九頁、蔡明倫『論明萬曆中後期言官對神宗的批判』、『史學月刊』二〇〇六年四期、などにおける指摘を参照。
- (3) 例えば、小野和子前掲註(1) 書一九九六年、一八二頁、及び曹永祿前掲註(1) 訳書二〇〇三年、二四五頁、などが挙げられる。「言官」とは六科給事中及び十三道御史の総称である。実際には上奏した官員は言官だけではないので、本稿では城井隆志に従って、「建言者」という言葉で総称する(城井隆志『万暦二十年代の吏部と党争』、『九州大学東洋史論集』一三三号、一九八四年)。政治史研究において、この事件を扱った専論はないが、しかし、王衡は劇作家としても著名であつたため、文学史研究者の間では王衡研究の一環として事件が取り上げられている。徐朔方『王衡和他的雜劇——湯顯祖同時代的曲家論之一』、『芸術百家』一九八七年二期、周榆華『王衡の科場際遇與雜劇『鬱輪袍』』、『江西廣播電視大學學報』二〇〇六年三期、などを参照されたい。

- (4) 『神宗実録』万曆十七年正月庚午、「自故相之子先後並進、一時大臣之子遂無有見信於天下者。今輔臣王錫爵之子、素號多才、豈其不能致身青雲之上、而人之疑信相半。亦乞竝將榜首王衡與茅一桂等同覆試、庶大臣之心跡益明矣。」
- (5) 『明史』卷三三〇、饒伸伝によると、当時、御史毛在は、于孔兼が高桂の上奏を指図したと糾弾したが、于孔兼はそれを否定した。しかし、于慎行『穀山筆塵』巻八、選舉も高桂の上奏が于孔兼の指示によると指摘している。
- (6) 沈德符『万曆野獲編』巻一六、「覆試」には、「科場覆試一法、在唐宋已有之、要之非盛世待士體也。本朝士子被言者必再試……然以王辰玉、何等才、而亦列其中、所以乃翁有『死不受辱』之疏也」とある。
- (7) 『神宗実録』万曆十七年二月辛酉によると、李鴻が糾弾された理由は、「卷首篇有不典之字」という。そして万曆帝は、「草藁不全、事在外簾、殊卷混失、事在場後、字句訛疵、或一時造次、有無弊端、該部科一併查明來說、不必覆試。自後科場照舊規嚴加防範、毋滋紛紛議論、有傷國體」という諭旨を下した。
- (8) この慣例に関しては、黄仁宇前掲註(2) 書一九八二―一九八三頁を参照。
- (9) 以上は『輯校万曆起居注』(南炳文・吳彥玲輯校、天

津古籍出版社、二〇一〇年、以下『万曆起居注』と略称する) 万曆十七年正月二十三日辛未、二十五日癸酉、二十六日甲戌(第二冊、七三三―七三七頁)を参照。

- (10) 沈德符『万曆野獲編』巻一三、「吳悟齋奪諡」には、「仙居吳悟齋(時來)、以先朝直臣、拜左都御史、領西臺。適戊子北場事起、覆試中式者八人、時原參官禮部郎高鳳翥(桂)亦同評閱、欲斥二人、以實其言。吳獨力爲解、欲盡保全之」とある。沈德符は「欲斥二人」と記しているが、于慎行『穀山筆塵』巻八、「選舉」によれば、高桂と于慎行が不合格にしようとしたのは、屠大壮だけである。また、『万曆邸鈔』万曆十七年二月、では再試験者を「九人」としている。

- (11) 『神宗実録』万曆十七年二月戊寅。
- (12) 『神宗実録』万曆十七年二月甲申(七日)、「科目者、國家鼓舞天下之大柄、君不得私諸臣、父不得與諸子。自張居正二子連占科名、而輔臣遂成故事、然未有大通關節如黃洪憲者。以爲一第不足重、則居然舉首矣、勢高者無子、則錄其婿、利厚者非子、則及其孫矣。覆試之日、尙多不能文者、左都御史吳時來不分可否、輒曰通得、臆擬擬請。大學士王錫爵辯疏、字字劔戟。錫爵爲相三年、忠臣賢士、悉被斥遠、佞夫儉人、躡躡顯要、其勢將爲居正之續……乞速賜

罷斥。また饒伸の上奏した経緯については、『明史』巻二三〇、饒伸伝を参照。饒伸が述べた「王錫爵が輔臣になって以来三年、忠臣賢士はみな速く左遷された」との批判における「忠臣賢士」とは、饒伸の同郷である原刑部尚書舒化のことを指している。王錫爵の弁解によると、舒化の罷免は万曆十五年の京察によるものであるが、饒伸はこれを王錫爵内閣の仕業と誤解していたという(『万曆起居注』万曆十七年二月八日、第二冊、七四〇頁)。

- (13) 後の兵科左給事中胡汝寧の高桂に対する弾劾で、以下のように述べられている。「高桂因字跡可疑而有言、未爲不是、乃造爲私揭、暗投各官、以致饒伸誤信、妄生多端」(『神宗実録』万曆十七年二月庚寅)。

- (14) 『神宗実録』万曆十七年二月甲申。
- (15) 『万曆起居注』万曆十七年二月七日甲申(第二冊、七三九頁)、「國家欲徵張居正之覆轍、則眞贓實犯、不惜重處。三九頁)、『國家欲徵張居正之覆轍、則眞贓實犯、不惜重處。七四二頁)によると、万曆帝の諭旨は以下のようなものである。

「科場之事、屢經條議、積弊已革、王衡等又經復試、若有弊、同閣科道豈無言者? 饒伸這斯、出位妄言、排擊大臣、刁汚輔相、好生無理、顯是黨護高桂、朋奸逞臆、甚失國體。饒伸着拏送鎮撫司、究問朋黨主使來說。」

- (17) 以上、『神宗実録』万曆十七年二月甲申、戊子、己丑、庚寅、丙申、を参照。
- (18) 『神宗実録』万曆十七年七月癸亥、万曆十九年四月庚申、小野和子前掲註(1) 書一九九六年、一八七・一九三頁を参照。

- (19) 黄洪憲については、『熹宗実録』天啓五年六月甲午に、「吏科給事中黄承昊、爲其父原任少詹事洪憲典順天鄉試、以榜首王衡等掛議聽勸、具疏申雪、得旨、王衡夙稱才雋、屢占高第、鄉試被參、兩覆益粹、乃主考黄洪憲蔡鑑、卽世抱冤、可矜一切卹典、著該部卽與查覆」とある。沈璟と陳與郊については、徐朔方『晚明曲家年譜』(浙江古籍出版社、一九九三年)、「沈璟年譜」万曆十七年、「陳與郊年譜」万曆十七、十八年、を参照。

- (20) 『明史』巻三三二、史孟麟伝。小野和子(前掲註(1) 書一九九六年、一八二頁)や曹永祿(前掲註(1) 訳書二〇〇三年、二四五頁)はこの説を採用している。
- (21) 『明史』巻二一〇、吳時來伝、曹永祿前掲註(1) 訳書二〇〇三年、二二〇頁、を参照。

- (22) 沈德符『万曆野獲編』巻一三、「吳悟齋奪諡」、「吳自是連遭搭繫數十疏、溫旨慰留、尋卒於位、賜諡忠恪。逾年于(孔兼)爲儀郎、以職掌上言、謂吳未路改節、不宜冒上

諡、尋下部覆議、竟得旨追奪諡號。時東阿子毅峰大宗伯(慎行)實主其事、以覆試時、曾左祖高儀郎(桂)與吳面爭。『同書卷一九、「御史大夫被論」、「左都御史……六曹之事無所不預聞、且提挈十三道、爲風紀之長、未有反遭彈射者。今上御極三十餘年、掌都察院者凡十餘人、其間兩公被劾、事出創見。前則臨川陳炯、爲糾御史趙應元、被戶部郎王用汲所詆。後則仙居吳時來、爲戊子(万曆十六年)場事、被戶部郎姜士昌等所詆、俱目爲相門私人、語不可聞。陳僅王一疏論後、猶在位數年始去。吳自姜疏出、攻擊疊至、身無完膚、旋卒於位、尋至奪諡。此兩公俱以直臣起家致大位、晚途遭詆、不值一錢、憲體至是掃地矣。』

(23) 沈德符『万曆野獲編』卷一六、「國師閣文偶誤」、「猶憶戊子春、婁上王辰玉、松江董元宰入都、名噪一時、士人皆以前茅讓之、無一異詞者。董元宰とは即ち董其昌のことである。當時王衡の友人として王家で共に学んでいた。

(24) 于慎行『穀山筆塵』卷八、「選舉」、「太倉公子雅有家學、即非黃典試、舉首亦其分内。』

(25) 趙南星『趙忠毅公文集』卷二三、「與劉叔定」、「于今之取高第者、惟頗知王緜山耳、其筆舌無所不能、言而物足以副之、竊謂此文無時不取高第。』

(26) 王世貞『弇州統稿』卷一七八、「與元馭閣老」、六(六

という番号は、筆者による。本巻の第六通を示す。以下同)、「弟前妄謂董必不能敵辰玉、兄似輸一籌也。」王錫爵が入閣するために北上した万曆十三年正月から、王世貞が亡くなった万曆十八年十一月までの六年間、二人は頻繁に手紙をやりとりしていた。王世貞が送った手紙は全部で七十四通ある(王世貞『弇州統稿』卷一七六から一七九に収録されている)。一方、王錫爵は太倉を離れた一カ月の間に、王世貞に四通の手紙を送っており(王世貞『弇州統稿』卷一七六、「與元馭閣老」、三には、「別吾兄一月餘、而四得手書、皆滿紙嘆嗟離」とある)、六年間に送った手紙の総量は王世貞と同程度であると推測できる。この手紙の数からも二人の親密さがうかがえ、史料としての信憑性も高いといえる。

(27) 王錫爵『王文肅公全集』文章、卷五、「少參葵陽黃公神道碑」、「適戊子主順天鄉試……有爲謀者曰、太倉公介介負氣、可竝門而走、因尾以疑詞及衡。』

(28) 孟森『明史講義』上海古籍出版社、二〇〇二年、二六七頁。

(29) 王世貞『弇州統稿』卷一七八、「與元馭閣老」、一八に「欲老兄置之若無、彼既不敢妄相汗職、亦何容與之嘖嘖甚口哉」とあり、同書卷一七九、「與元馭閣老」、二には、

「差官回、連得尊兄兩次手書、具悉邇來諸人意態。此事既往、願勿留之胸中。兄所云但開罵人口、不生害人心、此是實際語。害人心兄所素無、罵人口亦小省之何如」とある。

(30) 王世貞『弇州統稿』卷一七八、「與元馭閣老」、一八、「昨見覆試之役竣、而一比部(饒伸)復有所指斥、致觸天怒連問、兄與元老復有辨、尋得其疏讀之、則其辭逾直逾峻、而大意却以兄之前疏過激、有以致之耳、兄與元老(申時行)必當救之。前杖李給事、上當任其過、今若究及主使、重有行遣、過不在上矣。』

(31) 沈德符『万曆野獲編』卷九「太倉相公」においては以下のように記している。「至戊子(万曆十六年)而乃子辰玉(王衡)發解、高饒事起、議者紛紛。蓋長洲一少宰、與吾鄉宮詹主試者(黃洪憲)爭進用、構成其事、以遂宮詹。辰玉才實高、覆試仍冠其費、而宮詹尚在位。於是言者曹起、竝總憲(左都御史吳時來)之右宮詹者、亦被惡聲矣。然太倉(王錫爵)與宮詹實不厚、頗有知其狀者。惟其時史垣都諫缺、其資俸當屬澤州張元冲、而浙中一給事(海寧陳與郊)即其次、人望大不及張、然爲太倉甲戌分考首錄士、詭得之。張補工科都、次年又出爲河南參政。張亦太倉丁丑庶常教習門生、又吳門大主考(申時行)門生、因謂太倉厚其所私、而故抑之、且遂之、恨遂不可解、竝遷怒首揆吳門矣。」こ

の記述における「長洲一少宰」とは不明であり、「張元冲」は「張見冲」の誤りであると思われる。「見冲」は即ち張養蒙の号である。『明史』卷二三五、張養蒙伝によると、張養蒙は沢州人、万曆五年の進士で、かつて戸部右侍郎などを歴任した。張養蒙の内閣に対する怨みに関して、申時行も「張養蒙陞三品藩司、謂爲復讎。有士大夫之公論可審」と指摘している(『万曆起居注』万曆十九年七月二十七日庚寅、第二冊、九四七頁)。

(32) 沈德符『万曆野獲編』卷一六、「順天解元」、「順天解元、向有被議者、以輩下人衆、妒口易生也。要之、博洽如王、經學如趙、無忝榜首、亦遭指摘、世共冤之。」「經學如趙」とは、即ち浙江平湖の趙維實のことである。趙は万曆二十八年の順天鄉試の解元である。

(33) 沈德符『万曆野獲編』卷一六、「宰相子應舉」、「自江陵(張居正)諸子鼎甲以來、政府象賢、例爲建言者所議、至婁江公子之才、亦指摘及之。蓋以觸權之名甚美、不問其無忝科第否也。』

(34) 『神宗實錄』万曆十七年二月庚寅、「世宗威如雷霆、主事海瑞起而犯之、嚴嵩之毒甚於虎狼、主事楊繼盛列其罪狀……先帝子繼盛追表忠魂、皇上於海瑞眷注超擢、皆賞諫以勸忠也。往張居正竊弄太阿……趙世卿、王用汲、艾穆儻言之、

皇上鑒其忠悃、有一歲中累遷至九卿者、此賞諫之典宜然、而諸臣未嘗念及此也。乃群臣知上意所嚮、人人欲以言顯、其間謀國輸悃者固有、而文茲飾詐者十常六七。智巧之士、有知其將考察而上疏者、有知其將補外而上疏者、甚則報復私讐、混淆邪正。一蒙譴斥、談笑出門、自以公卿可鼓足而待。」楊四知は、万曆十一年科場案において、李植・江東之・王士性らとともに当時の吏部尚書楊巍・首輔申時行を弾劾した(『明史』卷二一八、申時行伝を参照)が、万曆十七年までの官歴は不詳、そして万曆二十一年に趙南星らによる京察で糾弾され免官された(文秉『定陵注略』卷三、「癸巳大計」を参照)。

(35) 『万曆起居注』万曆十七年正月二十三日辛未(第二冊、七三五頁)、「李鴻原係臣婿、今臣女已亡、鴻已別娶、人猶不知而疑之……臣男舉人、兩科不令會試、其避嫌至矣。若婦翁在位、女婿不許應舉、則自有科場以來、無此禁例。如欲自保祿位、絕人進取、此則大不近於人情、臣不爲也。」(36) 王錫爵『王文肅公全集』牘草、卷二、「申瑤泉相公」に「周生弘綸有書來、勸弟此時不可使子弟應舉、弟謂大丈夫不愧皇天、下不愧夷齊、豈作詭故不情之事粧點世界、不好使人逃南山之南、北山之北也」とある。この手紙は郷居していた時に書かれており、万曆十三年に王錫爵が入閣

する直前のものである。

(37) 沈德符『万曆野獲編』卷一六、「宰相子應舉」、「婁江(王錫爵)當國後、蘭溪(趙志昂)繼之、其郎君無可應選舉者。已而四明(沈一貫)繼蘭溪、其長子沈泰鴻、有聲諸生間、人皆以高擧期之。偶至京省父、四明給之曰、「汝盍授蔭爲試中書舍人、就北雍試、不勝浙閩逐隊耶？」泰鴻信之、四明竟題爲尙書丞、得旨供職。蓋絕其登進、可超然免於評論也。泰鴻大恨、請急歸家、視其父若深仇。」(38) 王衡『縵山先生集』卷一七、「擬策十道」の「清言路」、「又有漫然言之、不幸而得禍、階之以爲名、幸而得名、遂執以爲富貴之券者。」

(39) 前掲註(38) 王衡「清言路」、「外慷慨而中險賊」。

(40) 前掲註(38) 王衡「清言路」、「夫天下寧有言路不清而可望通者哉、清之術、則在所用之耳。」

(41) 王衡『縵山先生集』卷一七、「擬策十道」の「通言路」、「今天下氣奪於言官、外示含茹、而一切有厭言之心、其陳官守、列利病者、泄泄然不卽省顧。惟叫呼披扞之詞、則舉朝動色。而不逞者又駕其名而張之、是言實者用浮、而言浮者用實、其究率天下而浮、是終日言而終日未嘗言也。此吾所謂塞者也。」

(42) 前掲註(41) 王衡「通言路」、「名通實塞」。

(43) 前掲註(41) 王衡「通言路」、「古之謏誦虞箴、非但以廣收言路之支、而亦以陰殺言官之勢、如導水然用之于灌漑、而不用之于衝擊也……惟言官之途狹、而後言官之職專、惟專也、故言官之職重……惟其責之也重、故其用之也必。」(44) 前掲註(41) 王衡「通言路」、「言者輕、聽者亦輕」。

(45) 『明通鑑』卷六八、万曆十四年三月癸卯、「諸曹建言、止及所司職掌、仍聽其長擇而獻之、不得專達。」「出位の禁」とは、「出位越職の禁」とも称される。小野和子前掲註(1) 書一九九六年、一七四頁、曹永祿前掲註(1) 訳書二〇〇三年、二四五頁、を参照。

(46) 小野和子前掲註(1) 書一九九六年、一七四〜一七五頁。

(47) 『万曆起居注』万曆十四年三月九日甲辰(第一冊、五四四頁)、「大學士申時行等題、『部院者、政事之所出、科道者、言責之所寄、凡事體所當言、職分所宜言者、固可以各陳所見、仰候聖裁。至於各部司屬、當聽堂官約束、若其職事有當條奏者、亦必呈稟本堂、斟酌停當、類齊進覽。乃連日亦各自具疏、多有徒聘浮談、不諳政體者。皇上日有萬機、豈能一一閱覽。且議論龐雜、意見紛紜、徒亂聽聞、無益治理。……時上方憂早、令有司條奏便宜。而部署之臣爭言皇貴妃及恭妃冊封事、如劉復初、李懋楡、劉志選等疏、

一日竝上。上怒、欲加重譴、而言者猶未已。輔臣憂之、因擬旨禁遏後來、陰以慰解上意。居數日、上亦霽威、諸疏皆留中不下云。」

(48) 林麗月『明末東林運動新探』台湾師範大學歷史研究所、一九八四年、博士論文、二三〜五一頁、曹永祿前掲註(1) 訳書二〇〇三年、二四一〜二四三頁。

(49) 『王文肅公全集』申時行序、「上初開言路、起廢臣、言者益發舒、無復顧慮、其所厚望而苛責者、常在輔臣。」(50) 東林派士大夫の「出位の禁」に対する批判については、小野和子前掲書一九九六年、一七四〜一八五頁、及び曹永祿前掲註(1) 訳書二〇〇三年、二四四〜二四九頁、に詳し。

(51) 史孟麟「乞解黨錮以杜讒詔疏」(『万曆疏鈔』六)、「三四年來、部寺建議、命曰出位、大者杖、小者謫矣。」小野和子前掲註(1) 書一九九六年、一八三頁を参照。

(52) 『神宗實錄』万曆十八年正月甲辰、「上以雒于仁本手授時行云……先生每將這本去票擬重處。時行等對曰、此無知小臣、誤聽道路之言、輕率瀆奏。上曰、他還是出位沽名。時行等對曰、他既沽名、皇上若重處之、適成其名、反損皇上聖德、唯寬容不較、乃見聖德之盛。」

(53) 同前註、「近來只見議論紛紛、以正爲邪、以邪爲正、

一本論の還未及覽、又有一本辯の、使朕應接不暇。」

(54) 『王文肅公全集』奏草、卷一一、「定國論一政體疏」
 「然朝中議論已分兩歧、恐因水火之爭、致成左右之袒、此以彼爲邪、彼以此爲邪、使天下之士智殫於相同、名望損於相詆、即使一彼此一勝一負、朝廷亦止得一半人才之用。若始於兩持、終於兩敗、不但人才盡壞、亦且國體大傷。」
 万曆二十一年における内閣と親吏部派との対立について、拙論「從『癸巳大計』看明末東林黨與内閣之對立」(『浙江大學學報(人文社會科學版)』二〇一〇年六期)を参照されたい。

(55) 顧憲成『涇臯藏稿』卷一、「觀事激衷恭陳當今第一切務懇乞聖明特賜省納以端政本以回人心事疏」(同「恭陳當今第一切務以回人心疏」)、『万曆疏鈔』六には、「臣願皇上端本澄源、無論大臣小臣近臣遠臣、而皆視之爲一體、無論諷諫直諫法言巽言、而皆擇之以用中」とある。

(56) 前掲註(54) 王錫爵「定國論一政體疏」には、「言者以爲必有、辯者以爲必無、當事者不復窮詰有無、但爲調停量處。若其事果虛、則是近在輦轂猶有不白之冤、若其事果實、既聞於朝廷、豈有不行之法」とある。

(57) 前掲註(54) 王錫爵「定國論一政體疏」、「今言不已而漸輕、輕不已而漸厭、使君父視外廷之論奏如買堅之爭言……

後雖有忠言讜論、亦將格而不入、此臣之憂也。」

(58) 前掲註(54) 王錫爵「定國論一政體疏」、「今習尚已成、積重難返、既不當激之過類、又不當峻若防川、則莫若導之使言、而總之使一。向者皇上嘗嚴出位之禁矣、臣以爲此不必禁也、古人所患於盈庭者、第以莫執其咎耳。如使言有歸着、事有總萃、則雖盈庭何害。」

(59) 『神宗實錄』万曆二十一年五月辛酉、「論人者務求根據、部覆者必憑實跡、的列年月、明指左驗、被言者虛實既定、言之者是非自明矣」。前掲註(54) 王錫爵「定國論一政體疏」には、「請諭廷臣、以後論人者、須的列年月、明指左驗、下部查勘、務求確實……被言者虛實既定、言之者是非自明……凡此皆所以導之使言而總之使一」とする。

(60) 孟森前掲註(28) 書二〇〇二年、二九二頁。

(61) 前掲註(41) 王衡「通言路」、「而道路流言、與胥誹語、反陰用以爲殿最」、「至于御史風聞言事、武后之所以催壓天下、而非古也。」

(62) 小野和子前掲註(1) 書一九九六年、一八七〜一八九頁を参照。

(63) 曹永祿前掲註(1) 訳書二〇〇三年、二九七〜三〇〇頁を参照。

(東京大学人文社会系研究科アジア文化研究専攻博士課程)